

ガソリンを入れることが認められた プラスチック製容器について

令和6年3月1日から一部のプラスチック製容器がガソリンを入れることができる容器として認められました。

ガソリンを入れることが認められるのは
次の①～④全てを満たすプラスチック容器です。

- ① UN マーク(UN 規格)がついているもの
- ② 容器記号3H1の表示がされているもの
- ③ 製造から 5 年以内であるもの
- ④ 容器の最大数量は 10 リットルまで



【プラスチック容器の例】

UNマーク と 容器記号



【UN 表示等の例】

西暦の下2桁を
2019 年製造
5年以上経過しているので
この容器は使用不可

※ 金属製のガソリン容器は従前のとおり使用できます。

※ セルフ式ガソリンスタンドにおいて、利用客自らガソリンを

容器に入れることはできません！